

# ○茨城県警察通信指令に関する訓令

平成21年3月19日  
本部訓令第7号

〔沿革〕平成21年10月本部訓令第16号改正

茨城県警察通信指令に関する訓令を次のように定める。

茨城県警察通信指令に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、迅速的確な初動警察活動の実施に当たり、通信指令の強化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 初動警察活動 平時における警察の態勢を前提として行う事件事故に即応した初期的な警察活動をいう。
- (2) 通信指令 広範囲で活動する多数の警察職員及び警察装備を総合的又は一元的に集中運用し、もって迅速的確な初動警察活動を行わせるため、110番通報受理その他の初動警察活動に必要な情報を集約し、警察通信施設を用いて、地域警察その他の警察職員が行う初動警察活動に対し必要な指令、手配等を行うことをいう。
- (3) 無線自動車等 無線機を装備した警察用車両(二輪自動車を含む。)、警察用船舶及び警察用航空機をいう。

(地域部長の責務)

第3条 地域部長は、事案発生時における初動警察活動が迅速的確に行われるようとするため、通信指令の体制を整備し、通信指令を効率的に運営するとともに、職員に対する指導教養を適切に行うものとする。

(所属長の責務)

第4条 所属長は、事案発生時における初動警察活動を迅速的確に行うため、所属の職員の運用、指揮監督及び指導教養を適切に行うものとする。

(通信指令課長の権限等)

第5条 通信指令課長は、認知したすべての事案に対し、初動警察活動に必要な通信指令を行うものとする。

2 前項の場合において、通信指令課長は、すべての所属、職員及び無線自動車等に対し、通信指令を行うものとする。

(通信指令課長の行う通信指令)

第6条 通信指令課長の行う通信指令は、次のとおりとする。

- (1) 110番通報その他の緊急通報の受理

- (2) 事件、事故その他の警察事象に対する初動的な措置に必要な画像その他の情報の集約
- (3) 指令、手配、通報等(以下「指令等」という。)
- (4) 緊急配備の実施
- (5) 無線自動車等及び警察官の直接運用
- (6) 事案発生場所に臨場した警察官に対する初動警察活動の指示
- (7) 事案主管部門の体制が確立した場合の引継ぎの指示
- (8) 無線通話の統制

(警察署長の行う通信指令)

第7条 警察署長の行う通信指令は、次のとおりとする。

- (1) 通信指令課長からの指令等の受理
- (2) 警察署に通報される緊急通報等の受理
- (3) 事件、事故その他の警察事象に対する初動的な措置に必要な画像その他の情報の集約
- (4) 所属職員等に対する指令等
- (5) 緊急配備(当該警察署に係るものに限る。)の実施
- (6) 通信指令課長に対する報告
- (7) 署活系無線通話の統制

(無線自動車等の派遣要請)

第8条 警察署長は、必要があると認める場合には、他の所属の無線自動車等を臨場させるよう通信指令課長に要請することができる。

2 前項の規定により要請を受けた通信指令課長は、第6条第5号の措置をとるものとする。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、通信指令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年10月26日本部訓令第16号)

この訓令は、公布の日から施行する。